

第20号様式記載の手引（その１）

「所在地」
本店の所在地を記載してください。なお、２以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が、本市内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。

「法人名」
法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。

「代表者氏名」
この申告の提出時における法人の代表権を有する者の氏名を記載してください。

「令和□年□月□日から 令和□年□月□日までの 事業年度分」
□に事業年度の開始年月日と終了年月日を記載してください。

「市民税の 申告書」
空欄は、次のように記載してください。
(1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合には、「中間」
(2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）に係る申告の場合には、「確定」
(3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」
※ 修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄にも記載してください。

「法人税法の規定によって計算した法人税額①」
法人税の申告書別表１（以下「別表１」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載してください。
なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40％相当額（「法人税額計」の欄（別表１の10の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表１の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表１の7の欄の金額）の合計額を記載してください。
※ 通算法人、通算法人であった法人、連結法人であった法人及び市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」
下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載してください。
(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(9)）の23の欄の金額
※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。
(2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(12)）の11の欄の金額
(3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6(14)）の14又は28の各欄の金額
(4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(17)）の25の欄の金額
(5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(18)）の25の欄の金額
(6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(19)）の20の欄の金額
(7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(20)）の18の欄の金額
(8) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(21)）の30の欄の金額
(9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(22)）の10の欄の金額
(10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(24)）の45の欄の金額
※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。
(11) 所得税法の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和7年旧措置法」といいます。）第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(25)）の20の欄の金額
(12) 租税特別措置法第42条の12の6第2項（生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和7年旧措置法第42条12の7第4項若しくは第5項（情報技術事業適応設備を取得した場合又は事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(26)）の41の欄の金額
(13) 租税特別措置法第42条の12の6第3項又は第6項（産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(27)）の34の欄の金額
※ 通算法人、通算法人であった法人、連結法人であった法人及び市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

「還付法人税額等の控除額③」
第20号様式別表２の5の④の「合計」の欄の金額を記載してください。
※ 通算法人、通算法人であった法人、連結法人であった法人及び市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

「退職年金等積立金に係る法人税額④」
法人税の申告書（別表21）の12の欄の金額を記載してください。
※ 通算法人、通算法人であった法人、連結法人であった法人及び市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
※ 第20号の２様式の申告書を提出する法人も記載してください。

「課税標準となる法人税額及びその法人税割額①＋②－③＋④ ⑤」
(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。
(イ) 通算法人、通算法人であった法人及び連結法人であった法人以外の法人で、本市内にのみ事務所等を有する法人 ①＋②－③＋④の金額
(ロ) 通算法人、通算法人であった法人及び連結法人であった法人以外の法人で、２以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の２様式の⑤の欄の金額
(ハ) 通算法人及び通算法人であった法人 第20号様式別表１の④の欄の金額
(ニ) 連結法人であった法人 第20号様式別表１の3の⑦の欄の金額
(2) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。
※ 「税率」の欄は、当該法人に適用される本市の税率を記載してください（裏面の「３ 税率」表を参照）。
※ 市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

- 1 この申告書の用途等
(1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人を除く法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
(2) この申告書は、大阪市長に１通（提出用）を提出してください。
- 2 各欄の記載のしかた
(1) 金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分に従って正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。
(2) 通算法人及び通算法人であった法人にあつては、①の欄から④の欄までは記載せず、⑤の「課税標準」の欄に第20号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載してください。
(3) 連結法人であった法人にあつては、①の欄から④の欄までは記載せず、⑤の「課税標準」の欄に第20号様式別表１の3の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載してください。
(4) 市内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、①の欄から⑫の欄までは記載せず、第20号様式別表１の2を添付してください。

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

（あて先） 大 阪 市 長

所在地

この申告の基礎

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 事業年度分の市民税の 申告書

（使 途 秘 匿 金 税 額 等）

法人税法の規定によって計算した法人税額

①

試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額

②

還付法人税額等の控除額

③

退職年金等積立金に係る法人税額

④

課税標準となる法人税額及びその法人税割額①＋②－③＋④

⑤

2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準（ $\frac{\text{⑤}}{\text{⑤}} \times \text{⑥}$ ）

⑥

市町村民税の特定寄附金税額控除額

⑦

税額控除超過額相当額を加算額

⑧

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額

⑨

外国の法人税等の額の控除額

⑩

仮払経理に基づく法人税割額の控除額

⑪

差引法人税割額 ⑤－⑦＋⑧－⑨－⑩又は⑤－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪

⑫

既に納付の確定した当期分の法人税割額

⑬

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額

⑭

この申告により納付すべき法人税割額 ⑫－⑬－⑭

⑮

均等割額

⑯

既に納付の確定した当期分の均等割額

⑰

この申告により納付すべき均等割額 ⑮－⑰

⑱

この申告により納付すべき市民税額 ⑮＋⑱

⑲

⑲のうち見込納付額

⑳

差 引

㉑

大阪市内に所在する事務所、事業所又は寮等

分割基準

大阪市内の均等割の税率

名 称

事務所、事業所又は寮等の所在地

当該法人の全従業員数

そのうち大阪市内に所在する従業員数

大阪市内に所在する従業員数に占める割合

人

人

人

合 計

区 名

区別

従業員数

均等割額

決算確定の日

年 月 日

法人税の申告書の種類

青色

その他の

解散の日

年 月 日

短期の中間申告の要否

要

不要

この申告書の提出期限が延長されている場合の計算期間

年 月 日

から

法人税の申告書の提出期限が延長されている場合の計算期間

年 月 日

まで

還付を受けようとする金融機関及び支払方法

銀行

支店

⑪の計

⑰の計

算

還付請求税額

千 圓 百 円 千 円

地方税法第15条の4の徴収請求を受けようとする税額

「 $\text{円} \times \frac{\text{⑰}}{\text{12}}$ ⑰」

(1) 均等割額に⑰の欄の月数を乗じて得た金額を12で除して得た金額を記載し、この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載してください。
(2) ２以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、「⑰の計算」の欄の各区の均等割額の合計額又は第20号様式別表４の3の「均等割額の計」の欄の金額を記載してください。
(3) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。
ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。

「㉑のうち見込納付額㉑」
法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が市民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。

「管理番号」・「CD」
本市より申告納付依頼状を送付している場合、申告納付依頼状右上の管理番号（８桁）を「管理番号」欄に、ＣＤ（チェックデジット）（１桁）を「CD」欄に記載してください。

「法人番号」
国税庁より通知される13桁の法人番号を記載してください。

「この申告の基礎」
法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日を記載してください。

「事業種目」
事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、２以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」
(1) 期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。
(2) 資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。

「期末現在の資本金及び資本準備金の額の合算額」
(1) 期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。
(2) 資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。

「期末現在の資本金等の額」
次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。
(1) (2)に掲げる法人以外の法人 地方税法第292条第1項第4号の２イに定める額
(2) 保険業法に規定する相互会社 地方税法施行令第45条の4において準用する地方税法施行令第6条の24第1号に定める金額

「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額（ $\frac{\text{⑤}}{\text{⑤}} \times \text{㉑}$ ）⑥」
(1) ２以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、本市内にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
(2) 「課税標準」の欄は、次のように記載してください。
(イ) ⑤の欄の金額を㉑の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち㉑の欄の数値のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に㉑の欄の数値を乗じて得た額を記載してください。ただし、本市に主たる事務所等を有する法人は、第22号の２様式の「分割課税標準額」の欄の本市分の金額を記載してください。
(ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。
※ 「税率」の欄は、当該法人に適用される本市の税率を記載してください（裏面の「３ 税率」表を参照）。
※ 「課税標準」の欄の金額は、第22号の２様式の「分割課税標準額」の欄の本市分の金額と一致します。
※ 市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」
第20号の５様式の⑨の欄の金額を記載してください。
※ 市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

「税額控除超過額相当額を加算額⑧」
第20号の４様式別表７の⑨の欄の金額（２以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑩の欄の本市分の金額）を記載してください。
※ 市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」
第20号の⑨の欄の金額（２以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑫の欄の本市分の金額）を記載してください。
※ 市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

「外国の法人税等の額の控除額⑩」
第20号の４様式の⑬の欄の金額（２以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑭の欄の本市分の金額）を記載してください。
※ 市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

「差引法人税割額⑤－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪又は⑤－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪－⑫」
この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。
なお、市内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表１の2の⑯の欄の金額を記載してください。

「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑬」
既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の２様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載してください。

「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑭」
「⑫の欄の金額－⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載してください。
この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。

「この申告により納付すべき法人税割額⑫－⑬－⑭ ⑮」
記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。
※ 「この申告により納付すべき均等割額⑰－⑱ ⑲」の欄についても同様に記載してください。

「算定期間中において事務所等を有していた月数⑰」
この月数は、暦に従って計算し、１月に満たないときは１月とし、１月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載してください。
※ 算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。

「この申告により納付すべき市民税額⑮＋⑱ ⑲」
⑮又は⑲の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑮又は⑲の欄を零として計算してください。

第20号様式記載の手引（その2）

3 税 率

- (1) 法人税制の税率
⑤又は⑥欄の法人税制の税率は、次の表の区分によって記載してください。

法 人 の 区 分	税 率	
	令和元年9月30日 以前に開始した事 業年度	令和元年10月1日 以後に開始する事 業年度
「期末現在の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人」又は「資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。）」で、⑤（分割前の課税標準となる法人税額）が年2,000万円（半年1,000万円）以下に該当する法人（ただし、法人課税信託の引受けを行うもの又は清算中の法人は除きます。）	$\frac{9.7}{100}$	$\frac{6.0}{100}$
上記以外の法人	$\frac{11.9}{100}$	$\frac{8.2}{100}$

- (2) 均等割の税率
均等割の税率は、次の表の区分によって記載してください。

法 人 の 区 分		従業者数	税率（年額）
(1)	・法人税法第2条第5号に規定されている公共法人で均等割が課税されるもの ・地方税法第294条第7項に規定されている公益法人等で均等割が課税されるもの ・人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの ・一般社団法人・一般財団法人（非営利型を除く。） ・法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		50,000円
(2)	算定期間の末日現在の資本金等の額が1,000万円以下である法人	50人以下 50 人 超	50,000円 120,000円
(3)	算定期間の末日現在の資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人以下 50 人 超	130,000円 150,000円
(4)	算定期間の末日現在の資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人以下 50 人 超	160,000円 400,000円
(5)	算定期間の末日現在の資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人以下 50 人 超	410,000円 1,750,000円
(6)	算定期間の末日現在の資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下 50 人 超	410,000円 3,000,000円

注 1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）に無償増資及び無償減資等による欠損填補を行った金額を調整した金額をいいます。また、調整後の資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額を資本金等の額とします。
2 「従業者数」とは、区内に有する事務所等又は寮等の従業者（役員を含む。）の数の合計数をいいます。
3 「公益法人等」とは公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型）、一般財団法人（非営利型）、認可地縁団体及び特定非営利活動法人などをいいます。

必要書類の添付のお願い

- 均等割の税率区分の基準となる資本金等の額について、地方税法第292条第1項第4号の2イに掲げる金額の加算又は減算を行う法人は、次のとおりその事実等を証する書類を添付してください。
- (1) 無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人（地方税法第292条第1項第4号の2イ(1)）にあつては、剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）
- (2) 無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人（地方税法第292条第1項第4号の2イ(2)）にあつては、資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）
- (3) 剰余金を損失の填補に充てた法人（地方税法第292条第1項第4号の2イ(3)）にあつては、剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）

「還付請求税額」 中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は⑲の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。
「地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」 2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするときに記載してください。この場合において記載する金額は、⑮の欄に記載した金額と同額になります。

「分割基準」 2以上の市町村に事務所等を有する法人で、本市に従たる事務所等を有する場合に記載してください。 この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次に掲げる事務所等にあつては、それぞれ次に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人としします。）をいいます。 (1) 算定期間の中で新設された事務所等 算定期間の末日現在の従業者数 × $\frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ (2) 算定期間の中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数 × $\frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 $\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$ ※ 月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載してください。 ※ 本市に主たる事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。
「大阪市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」 算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載してください。 従業者のうち、アルバイト、パートタイマー、日雇者（以下「アルバイト等」といいます。）については、本市内に有する事務所等ごとに次の方法により算定した数の合計数をもって、当該アルバイト等の数とすることができます。 (1) 原則として、算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間数を170で除して得た数値（次の場合は、それぞれの方法により算定した数値） ア 算定期間の末日が月の中途である場合 $\frac{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間の末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間の末日までの日数}}$ イ 算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日がその算定期間の末日の属する月の中途である場合 $\frac{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間の末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間の末日までの日数}}$ (2) (1)の方法に準じて算定期間に属する各月の末日現在におけるアルバイト等の数を算定した場合において、そのアルバイト等の数のうち最大であるものの数値が、そのアルバイト等の数のうち最少であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合については、(1)の方法に代えて $\frac{\text{算定期間に属する各月の末日現在における(1)の方法に準じて算定したアルバイト等の数の合計数}}{\text{算定期間の月数}}$ によりその数を算定することができます。 この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。 (3) (1)及び(2)において、その算定した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。 ※ 本欄に記載する従業者数と上記の「分割基準」に記載すべき従業者数とは異なる場合があります。 ※ 必ず記載してください。
「⑰の計算」 2以上の区に事務所等又は寮等を有する法人は、次により記載してください。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載してください。 (2) 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者数を記載してください。 ※ 9以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。
「法人税の期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額 法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載の金額 (2) 保険業法に規定する相互会社 純資産額
「法人税の申告書の種類」 次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示してください。 (1) 法人税法第2条第36号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人 「その他」
「翌期の中間申告の要否」 当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）を当該事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示してください。 ※ 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から地方税法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合は、6を当該月数に読み替えて計算します。
「法人税の申告期限の延長の処分の有無」 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人（法人税法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項又は同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示してください。
「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」 銀行振込により還付金の受領を希望する場合は必ず記載してください。 なお、銀行振込によらない場合は、市税事務所から後日支払の通知をします。